募集要項

１　概要

岐阜県各務原市那加官有地に所在する航空自衛隊岐阜基地において、職員等の利便性を確保するため、共済組合と委託契約を締結し、隊員クラブ（飲食及び飲酒の提供）の設置及び経営を行う業者を以下に記載する諸条件に従い募集する。

２　応募資格

（１）防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。

（２）店舗運営に必要な資格・免許を保有する専門業者で、説明会に参加できること。

（３）暴力団員の不当な行為の防止に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２項に規定する暴力団、第６項に規定する暴力団員、及びそれらの関係者でないこと。

３　設置施設の所在地及び名称

岐阜県各務原市那加官有地無番地　航空自衛隊岐阜基地

【重要】

４　募集要項・説明会

本説明会に参加されない業者の方は、公募に参加できません。

（１）日　時：令和８年１１月３０日（月）１５時

（２）場　所：航空自衛隊岐阜基地　隊員クラブ

（３）携行品：募集要項、仕様書、認印

※参加希望者（各業者１名）は、令和８年１１月２７日（金）１２時までに①会社等の名称　②出席者氏名（１名まで）　③連絡先・電話番号をＦＡＸでご連絡ください。

ＦＡＸ　０５８－３８２－１１０１（内線：５９６０）

防衛省共済組合各務原支部　黒澤・野村・小林　宛

５　設置条件

（１）設置方法

防衛省共済組合各務原支部との契約締結により設置する。

（２）設置場所、業種及び面積

設置場所	業種	面積
隊員クラブ	食堂（飲酒提供）	1,998.08 ㎡

（３）その他

詳細は、仕様書のとおり。

（４）契約期間

令和９年４月１日～令和１０年３月３１日

ただし、必要に応じて、５年を超えない期間で再締結することができ、原則として一度に限りその期間を更新することができる（最大５年)。

６　応募手続き等

（１）申請書等の提出

ア　提出書類

（ア）申請書１部（付紙様式第１）

（イ）業務確約書１部（付紙様式第２）

（ウ）企画提案書３部（付紙様式第３）

（ホッチキス止めとし、簡単な装丁とする。）

※　以下の事項について、必ず記載又は資料を添付すること。

ａ　価格一覧表（付紙様式第３－１又は３－２）

ｂ　営業日及び営業時間

ｃ　清算方法及び種類

ｄ　航空自衛隊岐阜基地における独自の商品の販売及び提供

ｅ　省エネルギー・環境対策への取組み及びごみ・廃棄物の処分方法

ｆ　従業員管理及び航空自衛隊岐阜基地における営業体制

ｇ　要望等があった場合の対応方法及び事故等が発生した場合の対処方法

ｈ　衛生管理方法

ｉ　設置期間における事業計画

ｊ　過去３年間の法令遵守状況

ｋ　その他のアピールポイント

（エ）その他関係書類各１部

公募に参加する者に必要な資格を確認するため、以下の関係書類を合わせて提出すること（関係書類の不備又は参加資格がないと判断された場合は、企画提案書の審査は行わず無効とする。）

ａ　戸籍謄本（法人である業者にあっては、登記簿謄本）

ｂ　財務諸表

（ａ）法人：直近の（申請日直前１年以内に確定した）貸借対照表、損益計算書、収支計算書、決算報告書（収支内訳書含む。）の写し。

（ｂ）個人：直近の（申請日直前１年以内に税務署に提出した）所得税青色申告決算書（一式）の写し。

ｃ　直近の所得税又は直近の法人税に関する納税証明書（発行後３か月以内のもの）

（ａ）法人：その３の３

（ｂ）個人：その３の２

ｄ　会社概要（任意様式、パンフレット等)、営業経歴書

ｅ　印鑑証明書
ｆ　都道府県知事等の発行した営業許可証の写し
（注）防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）を有する者に限り、「資格決定通知書」の写しを、ａ、ｂ及びｃに定める書類に代えることができる。

イ　提出先
防衛省共済組合各務原支部
岐阜県各務原市那加官有地無番地
電話　０５８－３８２－１１０１（内線２９１１・２９１２）

ウ　提出期限
令和８年１２月７日（月）　１７時

（２）応募者の失格
次のいずれかに該当する行為があった場合は失格とする。

ア　提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
イ　提出書類が募集要項に記載されている事項を満たさない場合
ウ　提出書類等に虚偽の記載があった場合
エ　審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
オ　防衛省に支払う国有財産使用料及び光熱水料を滞納している場合
カ　その他、違反と認められる場合

（３）提案修正の禁止
提出書類の変更（修正、差し替え、削除、追加）を禁止する。

7　選考の方法
提出された企画提案書に基づき、書類選考による総合的審査の上、業者を決定する。ただし、決定業者に辞退及び失格等があったときは、次点のものを候補とする場合がある。また、企画提案書内容及び実施能力が同等と評価され審査により決定しない場合は、指定する日時に公開抽選を行い決定する。

8　決定日等
（１）決定業者の発表
令和８年１２月２５日（金）予定（業者決定後、電話にて通知する。）
ただし、前記に定める公開抽選を行う場合は公開抽選の開催日とする。

（２）決定業者説明会
業者決定後の調整による。

9　その他
選定における審査内容、選定における順位、選定から外れた理由等については回答しない。